

資料 1

通称名について

通称名について①

1. 外国人登録制度における取り扱い

- 背景
我が国において長く生活してきた外国人については、日常生活においていわゆる通称名を用いている者も多いことなどから、外国人登録原票の氏名欄には、本名を登録上の氏名とした上で、本人の希望により通称名をカッコ書きして記入することと認めることとする運用がなされている。
- 実務上の取り扱い
・ 通称名は、本来の外国人登録原票の登録事項ではないが、
 - ①氏名と同様に、社会生活上の個人を特定、識別する効用があると考えられていること
 - ②外国人の社会生活上の利便性を考慮して、行政運用で本名に併記する形で登録することを認めている。
- 判断基準について
通称名が社会生活上日常的に用いられていることについて、立証資料（勤務先又は学校等の発行する身分証明書、通称名で受領している郵便物等）で使用実態の確認ができれば、本名と併記する形で通称名の登録を認めることとしている。
- (参考例) 【氏名欄】 金 鉾璐 (金田 花子)
(「外国人登録法逐条解説」(田村満著) 及び「外国人登録事務取扱要領別冊」(事例・重要通知集) を基に作成)

2. 使用例

- 印鑑登録証明
実例) 印鑑登録証明書の氏名欄においては、通称名だけでなく本名を併記する形で通称名を記載することが可能
※ その場合、印影において通称名を活用することが可能
(注) 法律レベルにおいては、通称名について規定されているものはない